平成２５年（フ）第１３１号
長野県松本市大字里山辺1564番地２　スイートＢ202
債務者　柴田かつ代
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２５年（フ）第７９２号
名古屋市中村区横前町127番地
債務者　ぱーま屋かくれんぼこと　西　久美子
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第９１４号
名古屋市守山区大森１丁目1805番地
債務者　藤原　壽美
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第９４号
三重県津市高茶屋６丁目１番20号　メロウ・ウィステリアＢ棟103、前住所三重県津市高茶屋小森町1709番地20
債務者　濵田　奈那
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
津地方裁判所破産係
平成２５年（フ）第２７３号
兵庫県尼崎市常松１丁目３番９号　コナビレッジ965、前住所兵庫県西宮市田代町１番２号
債務者　辻井　正人
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２５年（フ）第３０号
愛媛県宇和島市丸穂甲1080番地２
債務者　本山　惠三
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部
平成２５年（フ）第３１号
愛媛県宇和島市丸穂甲1080番地２
債務者　本山　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部
平成２５年（フ）第３２号
愛媛県宇和島市丸穂甲1080番地２
債務者　本山　要三
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
松山地方裁判所宇和島支部
平成２５年（フ）第５４号
福岡県飯塚市潤野879番地１
債務者　重松　隆史
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２５年（フ）第６７号
福岡県飯塚市枝国574番地73
債務者　河野千枝子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２５年（フ）第３４０号
北九州市八幡東区昭和３丁目４番20号　Ａ―１号
債務者　河上　早苗
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第３５７号
北九州市小倉南区上葛原１丁目１番１―102号
債務者　山崎　秀樹
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第２０８号
大分市萩原３丁目13番23号
債務者　柴田奈緒美
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第２１９号
大分市大字荏隈719番地の５　シティパル荏隈Ｂ棟101
債務者　首藤　　毅
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第９４号
神戸市西区玉津町今津316番地の１　県住29―203号
債務者　山本　芳恵
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２５年（フ）第１０８号
神戸市西区枝吉３丁目37番102号、前住所神戸市西区水谷１丁目４番10―202号
債務者　大西　秀子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２５年（フ）第１１０号
神戸市西区池上１丁目９番地の４　ピースヒル池上203号
債務者　野間　政寿
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係